

第四〇回

参第七号

学校教育法の一部を改正する法律（案）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「助教諭」の下に「、養護助教諭」を加え、同項の次に次の一項を加える。

養護教諭は、特別の事情のあるときは、養護助教諭をもつて、これに代えることができる。

第二十八条に次の一項を加える。

養護助教諭は、養護教諭の義務を助ける。

第五十条第二項中「助教諭」の下に「、養護助教諭」を加える。

第五十一条中「第二十八条第三項から第七項まで」を「第二十八条第四項から第九項まで」に改める

第七十条及び第七十条の九中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第七十六条中「第二十八条」を「第二十八条第一項、第二項及び第四項から第九項まで」に、「第八十条及び第八十一条」を「第八十条並びに第八十一条」に改める。

第百三条を次のように改める。

第百三条 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、第二十八条の規定（第四十条において準用する場合を含む。）にかかわらず、養護教諭は、昭和四十三年三月三十一日までの間は、これを置かないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（教育公務員特例法の一部改正）

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、養護助教諭」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四号を削り、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に次の一号を加える。

一 学校総数に一を乗じて得た数

第八条中第三号を削り、第一号及び第二号を一号ずつ繰り下げ、同条に次の一号を加える。

一 学校総数に一を乗じて得た数

附則中第三項を削り、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。

(読替規定)

- 4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第七条及び第八条の規定の適用については、同法第七条第一号及び第八条第一号中「一を乗じて得た数」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、同法第七条第一号及び第八条第一号に定めるところにより算定した数に一未満の端数を生じたときは、その数を一に切り上げるものとする。

上 欄	下 欄
昭和三十七年四月一日から 昭和三十八年三月三十一日まで	百分の三十五を乗じて得た数
昭和三十八年四月一日から 昭和三十九年三月三十一日まで	百分の四十を乗じて得た数
昭和三十九年四月一日から 昭和四十年三月三十一日まで	百分の四十七を乗じて得た数
昭和四十年四月一日から 昭和四十一年三月三十一日まで	百分の五十八を乗じて得た数
昭和四十一年四月一日から 昭和四十二年三月三十一日まで	百分の七十一を乗じて得た数
昭和四十二年四月一日から 昭和四十三年三月三十一日まで	百分の八十六を乗じて得た数

理 由

小学校及び中学校の教育目的を十分に達成するため、昭和四十三年四月一日以後は、小学校及び中学校に養護教諭を必ず置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約六億円、以後漸増して昭和四十三年度（平年度）において約三十二億円の見込みである。